

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第十四条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令 概要

【趣旨】

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下、「新過疎法」という。）第14条第2項の規定に基づき、過疎市町村等における過疎対策事業債（ソフト分）に係る発行限度額の算定方法等を定める。

【概要】

(1) 発行限度額の算定方法について

- 過疎市町村（みなし過疎市町村を含む。）及び一部過疎市町村に係る発行限度額の算定方法（弾力運用（財政力指数が0.51以下の団体に係る加算）を含む。）を定める。（第2条、第3条）
- 合併算定替適用期間中の過疎市町村については、「一本算定による発行限度額」と「合併前の旧過疎市町村ごとに算出した発行限度額の合算額」とを比較し、大きい方を発行限度額とする特例を定める。（第4条）
- 市町村合併があった場合における基準財政需要額等の算定の特例を定める。（第5条）

(2) 激変緩和措置について

- 本省令の適用に伴う発行限度額の減少の影響を緩和するため、令和3年度から令和8年度までの間、各年度の発行限度額が令和2年度の発行限度額を下回る場合には、その差額に以下の率を乗じて得た額を当該年度の発行限度額に加算する。（附則第2条）

R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
1. 0	0. 9	0. 7	0. 5	0. 3	0. 1

(3) 卒業団体に係る経過措置等について

- 卒業団体（新過疎法で過疎市町村等でなくなる団体）について、その影響を緩和するため、令和3年度から令和8年度まで（財政力指数が0.40を下回る団体は令和9年度まで[※]）の間、過疎対策事業債（ソフト分）を発行可能とする。また、(2)の激変緩和措置も適用し、その乗率は以下のとおり。（附則第3条、附則第4条）

R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9 [※]
1. 0	0. 9	0. 7	0. 5	0. 3	0. 1	0. 1

【施行期日】

令和3年4月1日（木）